

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の 見直しについて

令和3年11月16日
農林水産省
消費・安全局動物衛生課

1 背景

- (1) 特定家畜伝染病防疫指針は、家畜伝染病予防法第3条の2に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更することとされている。
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「本指針」という。）は、死亡牛等の検査やBSE発生時の防疫対応等について定めている。
- (3) 本指針は、平成31年4月1日に一部変更しており、その後3年が経過することとなることから、現状の体制を確認し、必要に応じて本指針の見直しを実施する。

2 現状及び見直しの方針（案）

- (1) 飼料規制、サーベイランス等のBSE対策の徹底により、平成25年5月にOIEの「無視できるBSEリスク」の国として認定され、その後も国内のBSEリスクの変化等を踏まえた対策の見直しを行いつつ、同認定を維持している。前回の本指針改正以降は、リスクの変化はないものと考えられる。
- (2) したがって、本指針に規定するBSE対策については、これまでどおりとする。一方、昨年の家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、家畜の所有者等の責務の追記等の所要の変更を行うこととしたい。

【参考】近年の状況

- (1) 我が国においては、飼料規制等の対策の徹底により、飼料規制開始（平成13年10月）直後の平成14年1月生まれの牛を最後にBSEの発生はない。
- (2) 世界的にみても、BSEの発生頭数は平成4年をピークに低下し、令和2年1月から令和3年10月までの間では9頭の発生である。
- (3) 平成25年5月、国際獣疫事務局（OIE）は、我が国のBSE対策が有効であると認め、「無視できるBSEリスク」の国に認定した。その後も、我が国のBSE発生リスクに応じた死亡牛検査対象の変更等の所要の対策の見直しを行いつつ、サーベイランス結果等を毎年OIEに報告し、同認定を維持している。
- (4) 前回の本指針改正以降の対策の変更点としては、飼料規制について、令和2年5月、馬に由来する肉骨粉等の豚及び鶏用飼料への利用を再開する見直しを行った。
- (5) 令和2年7月に、我が国における豚熱の発生や、アジア地域におけるアフリカ豚熱の発生拡大を踏まえ、改正家畜伝染病予防法が施行され、家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化等の規定が追加された。
- (6) なお、OIEにおいては、BSEステータス認定やサーベイランスに関する規定について牛群のリスクに応じた内容とする改正を検討中であり、現在加盟国に4回目の意見照会中。今後、令和4年2月のコード委員会での検討の後、5月に開催されるOIE総会で改正案が採択に付される予定。

【参考】家畜伝染病予防法（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第3条の2

1～5 （略）

- 6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 7 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の 一部変更案の主な変更点について

令和4年3月3日
農林水産省
消費・安全局動物衛生課

全体

- 令和2年の家畜伝染病予防法改正を踏まえ、関連事業者の取組について追記するとともに、関係団体及び関係機関の記載を整理。

前文

- 実質的な内容の変更なし。

第1 基本方針

- 3に以下のとおり追記。

3 牛の所有者は、牛の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて家伝法に基づき第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、牛の健康観察及びその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行等の飼養衛生管理基準の遵守並びに適切な飼料給与及びその記録である。

(後略)

(1)～(3) (略)

(4) 関連事業者は、病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、行政機関が行うBSEの発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

第2 平時からの取組

- 4を以下のとおり新設。

4 関連事業者の取組

1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第3～第9

- 実質的な内容の変更なし。

以上

○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

<平成31年3月31日まで>

一般的な死亡牛：48か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>

一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

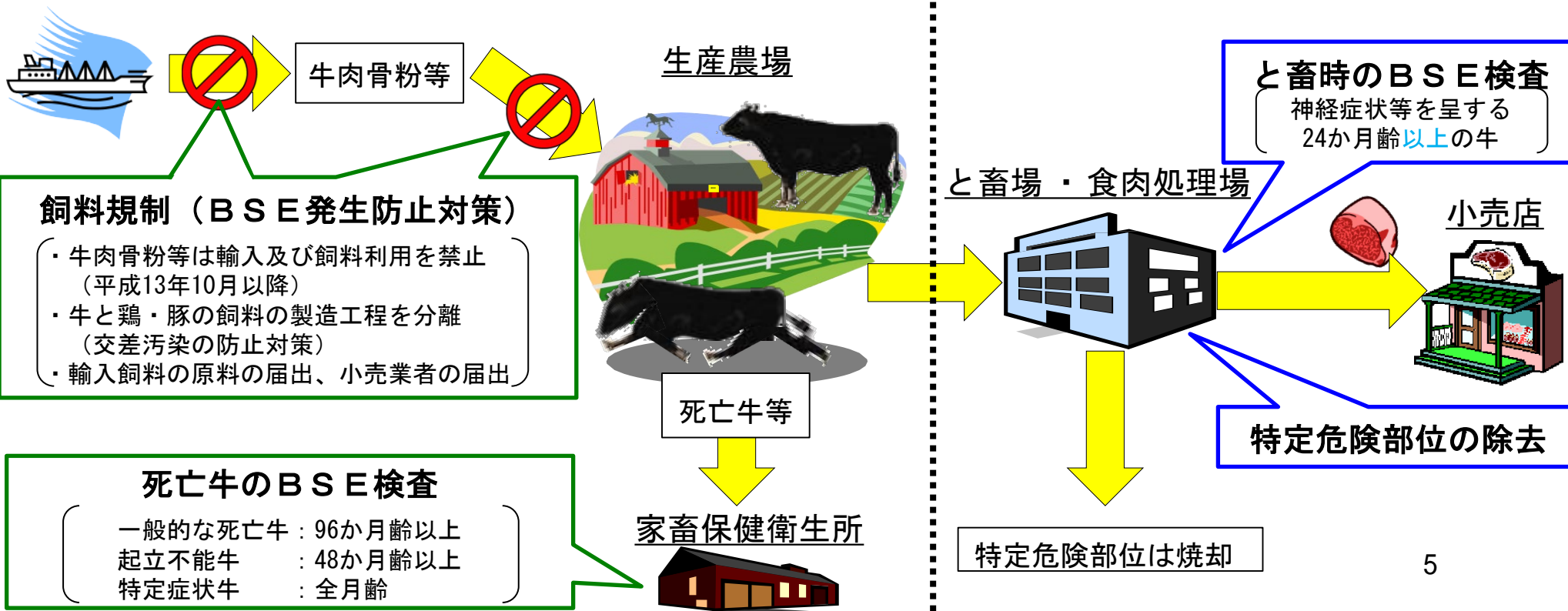
【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢以上の牛
(健康と畜牛の検査は廃止)

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

農林水産省所管

厚生労働省所管



日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE (国際獣疫事務局) は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階(「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」)に分類
- ・ 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け(BSEステータス)の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

(2013年6月4日林農林水産大臣記者会見)

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要。

2019.4.1-2020.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	127	50.8	19	4940
4才以上7才未満			0	0	5581	8929.6	13	9750
7才以上9才未満			4362	1744.8	2143	1500.1	2	440
9才以上			10313	1031.3	1434	286.8	2	90
小計			14675	2776.1	9292	10767.3	50	15220

合計ポイント: 28763.4

サーベイランスでは、日本は、7年間に15万ポイント以上となるよう検査を実施する必要がある。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	- (29年4月~)	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部(注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭(注2)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、脊柱(背根神経節を含む)、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

- 注1: EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい(2013年2月~)。なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。
- 注2: 高リスク牛: 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。
- 注3: EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄のみSRM除去の対象となっている(2015年8月5日~)。

めん山羊等の伝達性海綿状脳症のサーベイランスに関する
見直しについて（案）

消費・安全局
動物衛生課

1 国内及び海外の検査体制

- (1) 平成 15 年以降、めん羊及び山羊（以下「めん山羊」という。）並びに鹿（以下「めん山羊等」という。）の伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）の検査体制は、以下のとおり。
- ① 家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項第 6 号に基づく検査対象疾病（月齢又は推定月齢が満 12 か月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、都道府県知事が指定するもの）。
 - ② 家畜防疫対策要綱に基づき発生状況等を把握するために実施する全国的サーベイランス対象疾病。
 - ③ 「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」（平成 15 年 6 月 17 日作成。以下「検査マニュアル」という。）に基づきめん山羊等における TSE の検査及び発生時の防疫対応を実施。
- (2) OIE コード上、TSE を疑う臨床症状を示すめん山羊及び死亡し又はとう汰された 18 か月齢超のめん山羊について TSE の検査を行うこととされており、EU^[3]及び米国^[4]においても農場において死亡又はとう汰されためん山羊については 18 か月齢超が TSE の検査対象となっている。

2 これまでの検査結果

- (1) 平成 15 年以降、12 か月齢以上で死亡し又はとう汰されためん山羊等及び特定臨床症状が確認された異常めん山羊等（疑似患畜）について、検査を実施。
- (2) これまで、毎年約 200～500 頭のめん山羊等について TSE の検査を実施し、TSE 患畜と判定されためん山羊は 8 頭であり、いずれも TSE の好発年齢（定型 TSE：2～5 歳齢、非定型 TSE：5 歳齢以上^[1]）の範囲内又はそれ以上であった。鹿の TSE の好発年齢は 3～5 歳齢^[2]であり、国内での発生はない。

3 見直しの方向性

- (1) 令和2年度に動物衛生課が設置した「家畜の伝染性疾病に係るサーベイランス検討会」の下に、「めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症サーベイランスの見直しに係るワーキンググループ」を設置し、国内のめん羊のTSEリスクに応じたサーベイランスの効率化を図るため、本年度見直しの議論を開始。
- (2) ワーキンググループの議論において、めん羊等のTSE検査対象月齢を12か月齢以上から18か月齢に引き上げることが妥当とされた。
- (3) 今後、サーベイランス検討会に報告し、令和4年度からサーベイランス体制を変更する予定(令和3年度中に家畜伝染病予防法施行規則、検査マニュアル等を必要に応じて改正予定)。

(参考) 平成15年以降の国内でのTSE発生状況

年	検査頭数	発生頭数	都道府県	動物種	月齢、性別	備考
平成15年	236	3* ¹	北海道	めん羊	36か月齢、雌* ²	
平成17年	214	1	神奈川県	めん羊	60か月齢以上、雌	月齢は推定
平成23年	434	1	福岡県	めん羊	73か月齢、雄	
		1	大分県	めん羊	120か月齢以上、雌	月齢は推定
平成28年	459	1	福岡県	めん羊	133か月齢、雌	非定型
平成29年	497	1	山口県	山羊	115か月齢、雌	非定型

* 1 : 3頭のうち1頭が最初に摘発された患畜。その後、疑似患畜となっためん羊の検査で2頭がTSEと判定された。

* 2 : 最初に摘発された患畜の月齢及び性別

<参照>

- Chapter 3.8.11. Scrapie, OIE Terrestrial Manual, 2018.
- Salman, M. D., J. Vet. Med. Sci. 65(7): 761-768, 2003.
- REGULATION (EC) No 999/2001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL, of 22 May 2001.
- Scrapie Program Standards Volume 1: National Scrapie Eradication Program, Effective April 25 2019.

TSEとBSEの検査対象の違い（農場での対応）

	BSE（牛）	TSE（めん山羊、鹿）
死亡家畜	96か月齢以上	12か月齢以上※1
異常家畜	起立不能の 48か月齢以上	全月齢
特定症状等を 呈する家畜	全月齢	全月齢
スクリーニング	家保でELISA	なし※2

※1 OIEコード上、清浄化のために必要なサーベイランス対象めん山羊は18か月齢以上

※2 農場においてTSE検査が必要となった場合、全ての検体を動物衛生研究部門に送付し、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学検査を実施する。